

## 重要經濟法令及省令

第十八條 組合員の責任は第五條の規定に依る費用負擔の外其の出資額で限度とす。

第十九條 商業組合は定款の定むる所に依り組合財産を以て其の債務を完了すること能はざる場合に於て組合の全員が其の出資額の外一定の金額（保證金額）を限度として責任を負担するものとなすことを得。

第二十條 組合員は總組合員の五分一以上の同意を得て會議の目的たる事項及其の招集の理由を記載したる書面を理事に提出して總會の招集を請求することを得。

理事が正當の理由なくして前項の規定に依る請求ありたる後二週間以内に總會招集の手續を爲さるときは請求者は行政官廳の認可を受け之を招集することを得。

第二十一條 商業組合には理事及監事を置くべし。

理事及監事は總會に於て組合員中より之を選任す。但し組合設立當時の理事及監事は創立總會に於て設立同意者の中より之を選任すべし。

理事又は監事の選任の事由あるときは組合員又は設立同意者に非ざる者より之を選任することを得。

他の場合に於ては其の選任に付行

し。

申請書には定款及創立總會、總會又は創立委員會の決議録、出資の總口數を證する書面、出資の第一回の拂込ありたることを證する書面並に理事及監事の資格を證する書面を添附すべし。

第三十四條 事務所の新設、移轉その他登記事項の變更の登記は理事又は清算人の申請に因りて之を爲すべし。但し合併又は出資一口の金額若は保證金額の減少に因る變更の登記は理事及監事の全員より之を爲すべし。

申請書には申請人の資格を證する書面及登記事項の變更を證する書面を添附すべし。但し前に登記の申請を爲したる申請人が同一登記所に前項の申請を爲す場合に於ては其の資格を證する書面を添附する。

第三十五條 解散の登記は合併による解散の場合に於ては之のときの理事及監事の全員其の他の重要經濟法令及省令

政官廳の認可を受くべし。

第一項の規定に依る役員の外定款の定むる所に依り他の役員を置くことを得。

第二十二條 組合員は總會に於て各一個の議決權を有す。但し定款の定むる所に依り一人に付議決權を有せしむることを得。

第二十三條 經費の一部を組合員に分賦する商業組合に在りては其の經費の收支豫算分賦收入方法の總會の議決を經べて但し組合設立當時の經費の收支豫算及分賦收入方法は創立總會に於て之を議決すべし。

前項の總會の議決は總組合員の半數以上出席し其の議決權の四分の三以上を以て之を爲すべし。但し定款に別段の定あるときは此の限りに在らず。

第二十四條 組合員たる資格を有する者商業組合に加入せんとするときは組合は正當の理由なくして加入に困難なる條件を附し又は其の加入を拒むことを得ず。

第二十五條 組合員は命令の定むる所に依り一定の期間前に豫告を爲し商業組合の承諾を得たる場

合には事業年度の終に於て脱退することを得。

組合は正當の理由なくして前項の承諾を拒むことを得ず。

第二十六條 行政官廳必要と認て各一個の議決權を有す。但し定款の定むる所に依り一人に付議決權を有せしむることを得。

第二十七條 組合の事業若是組合財産の状況に依り其の事業の繼續を困難なりと認むるとか又は組合の行為が法令、定款若は行政官廳の命令に違反したるときは公職を害する處あるときは行政官廳の變更を命ずることを得。

第二十八條 商業組合聯合會は所屬の商業組合及商業組合聯合會の共同の目的を達する爲之を設立することを得。

聯合會は商業組合又は商業組合聯合會を以て之を組織す。

聯合會は法人とす。

第二十九條 商業組合聯合會を設立せんとするときは命令の定むる所に依り所屬の各組合及聯合會の共同的目的を達する爲之を設立することを得。

聯合會は商業組合聯合會を以て之を組織す。

聯合會は法人とす。

第三十條 創立委員會に於ける承諾を拒むことを得ず。

第三十一條 商業組合聯合會の理事及監事は總會に於て所屬の組合の行為が法令、定款若は行政官廳の命令に違反したるときは公職を害する處あるときは行政官廳の變更を命ずることを得。

第三十二條 行政官廳必要と認むるときは商業組合に對し經費の三分の二以上の同意を以て之を得。

第三十三條 創立委員會に於て之を選任す。但し聯合會設立當時の理事及監事は創立委員會に於て之を選任すべし。

第三十四條 創立總會に於ては其の選任す。

第三十五條 創立總會に於ては其の選任す。

第三十六條 創立總會に於ては其の選任す。

第三十七條 創立總會に於ては其の選任す。

第三十八條 創立總會に於ては其の選任す。

第三十九條 創立總會に於ては其の選任す。

第四十條 創立總會に於ては其の選任す。

第四十一條 創立總會に於ては其の選任す。

第四十二條 創立總會に於ては其の選任す。

第四十三條 創立總會に於ては其の選任す。

創立總會を開き定款其の他必要な事項を定め役員を選任し行政官廳の認可を受くべし。

第三十條 創立委員會に於ける承諾を拒むことを得ず。

第三十一條 商業組合聯合會の理事及監事は總會に於て所屬の組合の行為が法令、定款若は行政官廳の命令に違反したるときは公職を害する處あるときは行政官廳の變更を命ずることを得。

第三十二條 行政官廳必要と認むるときは商業組合に對し經費の三分の二以上の同意を以て之を得。

第三十三條 創立委員會に於て之を選任す。但し聯合會設立當時の理事及監事は創立委員會に於て之を選任すべし。

第三十四條 創立總會に於ては其の選任す。

第三十五條 創立總會に於ては其の選任す。

第三十六條 創立總會に於ては其の選任す。

第三十七條 創立總會に於ては其の選任す。

第三十八條 創立總會に於ては其の選任す。

第三十九條 創立總會に於ては其の選任す。

第四十條 創立總會に於ては其の選任す。

第四十一條 創立總會に於ては其の選任す。

第四十二條 創立總會に於ては其の選任す。

第四十三條 創立總會に於ては其の選任す。

第四十四條 創立總會に於ては其の選任す。

第四十五條 創立總會に於ては其の選任す。

第四十六條 創立總會に於ては其の選任す。

第四十七條 創立總會に於ては其の選任す。

第四十八條 創立總會に於ては其の選任す。

第四十九條 創立總會に於ては其の選任す。

第五十條 創立總會に於ては其の選任す。

第五十一條 創立總會に於ては其の選任す。

第五十二條 創立總會に於ては其の選任す。

第五十三條 創立總會に於ては其の選任す。

第五十四條 創立總會に於ては其の選任す。

第五十五條 創立總會に於ては其の選任す。

第五十六條 創立總會に於ては其の選任す。

第五十七條 創立總會に於ては其の選任す。

第五十八條 創立總會に於ては其の選任す。

第五十九條 創立總會に於ては其の選任す。

第六十條 創立總會に於ては其の選任す。

第六十一條 創立總會に於ては其の選任す。

第六十二條 創立總會に於ては其の選任す。

第六十三條 創立總會に於ては其の選任す。

第六十四條 創立總會に於ては其の選任す。

第六十五條 創立總會に於ては其の選任す。

第六十六條 創立總會に於ては其の選任す。

第六十七條 創立總會に於ては其の選任す。

第六十八條 創立總會に於ては其の選任す。

第六十九條 創立總會に於ては其の選任す。

第七十條 創立總會に於ては其の選任す。

第七十一條 創立總會に於ては其の選任す。

第七十二條 創立總會に於ては其の選任す。

第七十三條 創立總會に於ては其の選任す。

第七十四條 創立總會に於ては其の選任す。

第七十五條 創立總會に於ては其の選任す。

第七十六條 創立總會に於ては其の選任す。

第七十七條 創立總會に於ては其の選任す。

第七十八條 創立總會に於ては其の選任す。

第七十九條 創立總會に於ては其の選任す。

第八十條 創立總會に於ては其の選任す。

第八十一條 創立總會に於ては其の選任す。

第八十二條 創立總會に於ては其の選任す。

第八十三條 創立總會に於ては其の選任す。

第八十四條 創立總會に於ては其の選任す。

第八十五條 創立總會に於ては其の選任す。

第八十六條 創立總會に於ては其の選任す。

第八十七條 創立總會に於ては其の選任す。

第八十八條 創立總會に於ては其の選任す。

第八十九條 創立總會に於ては其の選任す。

第九十條 創立總會に於ては其の選任す。

第九十一條 創立總會に於ては其の選任す。

第九十二條 創立總會に於ては其の選任す。

第九十三條 創立總會に於ては其の選任す。

第九十四條 創立總會に於ては其の選任す。

第九十五條 創立總會に於ては其の選任す。

第九十六條 創立總會に於ては其の選任す。

第九十七條 創立總會に於ては其の選任す。

第九十八條 創立總會に於ては其の選任す。

第九十九條 創立總會に於ては其の選任す。

第一百條 創立總會に於ては其の選任す。

第一百零一條 創立總會に於ては其の選任す。

第一百零二條 創立總會に於ては其の選任す。

第一百零三条 創立總會に於ては其の選任す。

第一百零四條 創立總會に於ては其の選任す。

第一百零五條 創立總會に於ては其の選任す。

第一百零六條 創立總會に於ては其の選任す。

第一百零七條 創立總會に於ては其の選任す。

第一百零八條 創立總會に於ては其の選任す。

第一百零九條 創立總會に於ては其の選任す。

第一百一十条 創立總會に於ては其の選任す。

第一百一十一条 創立總會に於ては其の選任す。

第一百一十二条 創立總會に於ては其の選任す。

第一百一十三条 創立總會に於ては其の選任す。

第一百一十四条 創立總會に於ては其の選任す。

第一百一十五条 創立總會に於ては其の選任す。

第一百一十六条 創立總會に於ては其の選任す。

第一百一十七条 創立總會に於ては其の選任す。

第一百一十八条 創立總會に於ては其の選任す。

第一百一十九條 創立總會に於ては其の選任す。

第一百二十條 創立總會に於ては其の選任す。

第一百二十一條 創立總會に於ては其の選任す。

第一百二十二条 創立總會に於ては其の選任す。

第一百二十三条 創立總會に於ては其の選任す。

第一百二十四條 創立總會に於ては其の選任す。

第一百二十五條 創立總會に於ては其の選任す。

第一百二十六条 創立總會に於ては其の選任す。

第一百二十七条 創立總會に於ては其の選任す。

第一百二十八条 創立總會に於ては其の選任す。

第一百二十九條 創立總會に於ては其の選任す。

第一百三十條 創立總會に於ては其の選任す。

第一百三十一條 創立總會に於ては其の選任す。

第一百三十二條 創立總會に於ては其の選任す。

第一百三十三條 創立總會に於ては其の選任す。

第一百三十四條 創立總會に於ては其の選任す。

第一百三十五條 創立總會に於ては其の選任す。

第一百三十六條 創立總會に於ては其の選任す。

第一百三十七條 創立總會に於ては其の選任す。

第一百三十八條 創立總會に於ては其の選任す。

第一百三十九條 創立總會に於ては其の選任す。

第一百四十條 創立總會に於ては其の選任す。

第一百四十一條 創立總會に於ては其の選任す。

第一百四十二條 創立總會に於ては其の選任す。

第一百四十三條 創立總會に於ては其の選任す。

第一百四十四條 創立總會に於ては其の選任す。

第一百四十五條 創立總會に於ては其の選任す。

第一百四十六條 創立總會に於ては其の選任す。

第一百四十七條 創立總會に於ては其の選任す。

第一百四十八條 創立總會に於ては其の選任す。

第一百四十九條 創立總會に於ては其の選任す。

第一百五十條 創立總會に於ては其の選任す。

第一百五十一條 創立總會に於ては其の選任す。

第一百五十二條 創立總會に於ては其の選任す。

第一百五十三條 創立總會に於ては其の選任す。

第一百五十四條 創立總會に於ては其の選任す。

第一百五十五條 創立總會に於ては其の選任す。

第一百五十六條 創立總會に於ては其の選任す。

第一百五十七條 創立總會に於ては其の選任す。

第一百五十八條 創立總會に於ては其の選任す。

第一百五十九條 創立總會に於ては其の選任す。

第一百六十條 創立總會に於ては其の選任す。

第一百六十一條 創立總會に於ては其の選任す。

第一百六十二條 創立總會に於ては其の選任す。

第一百六十三條 創立總會に於ては其の選任す。

第一百六十四條 創立總會に於ては其の選任す。

第一百六十五條 創立總會に於ては其の選任す。

第一百六十六條 創立總會に於ては其の選任す。

第一百六十七條 創立總會に於ては其の選任す。

第一百六十八條 創立總會に於ては其の選任す。

第一百六十九條 創立總會に於ては其の選任す。

第一百七十條 創立總會に於ては其の選任す。

第一百七十一条 創立總會に於ては其の選任す。

第一百七十二条 創立總會に於ては其の選任す。

第一百七十三条 創立總會に於ては其の選任す。

第一百七十四条 創立總會に於ては其の選任す。

第一百七十五条 創立總會に於ては其の選任す。

第一百七十六条 創立總會に於ては其の選任す。

第一百七十七条 創立總會に於ては其の選任す。

第一百七十八条 創立總會に於ては其の選任す。

第一百七十九條 創立總會に於ては其の選任す。

第一百八十條 創立總會に於ては其の選任す。

第一百八十一條 創立總會に於ては其の選任す。

第一百八十二条 創立總會に於ては其の選任す。

第一百八十三条 創立總會に於ては其の選任す。

第一百八十四条 創立總會に於ては其の選任す。

第一百八十五条 創立總會に於ては其の選任す。

第一百八十六条 創立總會に於ては其の選任す。

第一百八十七条 創立總會に於ては其の選任す。

第一百八十八条 創立總會に於ては其の選任す。

第一百八十九條 創立總會に於ては其の選任す。

第一百九十条 創立總會に於ては其の選任す。

第一百九十一條 創立總會に於ては其の選任す。

第一百九十二条 創立總會に於ては其の選任す。

第一百九十三条 創立總會に於ては其の選任す。

第一百九十四条 創立總會に於ては其の選任す。

第一百九十五条 創立總會に於ては其の選任す。

第一百九十六条 創立總會に於ては其の選任す。

第一百九十七条 創立總會に於ては其の選任す。

第一百九十八条 創立總會に於ては其の選任す。

第一百九十九條 創立總會に於ては其の選任す。

第二百一十条 創立總會に於ては其の選任す。

第二百一一条 創立總會に於ては其の選任す。

第二百一十二条 創立總會に於ては其の選任す。

第二百一十三条 創立總會に於ては其の選任す。

第二百一十四条 創立總會に於ては其の選任す。

第二百一十五条 創立總會に於ては其の選任す。

第二百一十六条 創立總會に於ては其の選任す。

第二百一十七条 創立總會に於ては其の選任す。

第二百一十八条 創立總會に於ては其の選任す。

第二百一十九條 創立總會に於ては其の選任す。

第二百二十條 創立總會に於ては其の選任す。

第二百二十二条 創立總會に於ては其の選任す。

第二百二十三条 創立總會に於ては其の選任す。

第二百二十四條 創立總會に於ては其の選任す。

第二百二十五条 創立總會に於ては其の選任す。

第二百二十六条 創立總會に於ては其の選任す。

第二百二十七条 創立總會に於ては其の選任す。

第二百二十八条 創立總會に於ては其の選任す。

第二百二十九條 創立總會に於ては其の選任す。

第二百三十條 創立總會に於ては其の選任す。

第二百三十一條 創立總會に於ては其の選任す。

第二百三十二条 創立總會に於ては其の選任す。

第二百三十三条 創立總會に於ては其の選任す。

第二百三十四条 創立總會に於ては其の選任す。

第二百三十五条 創立總會に於ては其の選任す。

第二百三十六条 創立總會に於ては其の選任す。

第二百三十七条 創立總會

## 重要經濟法令及省令

一〇一六

十一、本法に依る公告を爲すことを怠り又は正の公告を爲したるとき

十二、清算の場合に於て本法に違反して辨済を爲し又は組合財産の分配を爲したるとき

十三、法令又は定款に違反して剩餘金を處分したるとき

十四、組合の目的に非ざる營利事業を爲したるとき

第三十九條 第四條第二項の規定に違反したる者は十圓以上二百圓以下の過料に處す

第四十條 非訴事件手續法第二百六條乃至第二百八條の規定は前二條の過料に付之を準用す

第四十一條 第九條の規定に依る行政官廳の命令に違反したる者は五百圓以下の罰金に處す

商業者は其の代理人、戸主、家族同居者、雇人其の他の従業者が其の營業に關し前項の命令に違反したるときは自己の指揮に出でざる故を以て其の處罰を免るゝことを得ず

第四十二條 前條の罰則は商業者が法人なるときは理事、取締役その他の法人の業務を執行する役員に、未成年者又は禁治產者なるときは其の法定代理人に之を適用

立せんとするときは前項第二號の書面は商業の種類別に之を記載すべし

第三條 商業組合法第十二條第一項の同意者ありたるとき又は同一項の規程に依る認可ありたときは發起人は遲滞なく創立總會を招集すべし

第四條 組合の負擔に歸すべき創立費及其の償却方法は創立總會の承認を經べし

第五條 創立總會終結したるときは發起人は遲滞なく法定の設立同意者ありたることを證する書面日時及場所を設立同意者に通知すべし

第六條 創立總會を招集するには少くとも二週間前に會議の目的たる事項、日時及場所を設立同意者に通知すべし

第七條 組合の負擔に歸すべき創立費及び其の償却方法は創立總會の承認を經べし

第八條 商業組合法第十七條の規定に創立總會の決議録の謄本及左に掲げる事項を記載したる書面を添附し設立認可申請書を商工大臣に差出すべし

第一、事業計畫

二、組合の負擔に歸すべき創立費及其の償却方法

三、引受ありたる出資の總口數

四、商業組合法第十九條の組合に在りては引受ありたる保證金額の總額

五、理事及監事の氏名及住所

重要經濟法令及省令

す但し營業に關し成年者と同一の能力を有する未成年者に付ては此の限りに在らず

第四十三條 商業組合の證票若是検査證を不正に使用したる者、行使の目的を以て證票若は検査證を偽造若は偽造したる者又は偽造若は偽造の證票若は検査證を使用したる者は三年以下の懲役又は五百圓以下の罰金に處す

第四十四條 商業組合の理事、監事若は清算人又は検査員其の職務に關し賄賂を收受し又は之を要求若は約束したるときは二年以下の懲役に處す因て不正の行為を爲し又は相當の行為を爲さざるときは五年以下の懲役に處す

第四十五條 前條第一項に掲げたる者に對し賄賂を交付提供又は約束したる者は二年以下の懲役又は五百圓以下の罰金に處す

前項の場合は之を沒收す若し其の全部又は一部を沒收すること能はざることは其の價額を追徴す

第四十六條 第四十三條に掲げたる罰は刑法第三條の例に、第四

十四条に掲げたる罪は刑法第四條の例に從ふ

本法施行の際商業組合に非ずして其の名稱中に商業組合なる文字を用ふるものは本法施行後六年以内之を前項に掲げたるものに適用せず

第三十九條の規定は前項の期間登記稅法第十九條第七號中「重要輸出品工業組合、重要輸出品工業組合聯合會又は輸出組合」を「工業組合聯合會商業組合、商業組合、商業組合聯合會」に「重要輸出品工業組合法」を「工業組合に改む」

印紙稅法第四條第一項第十一號中「重要輸出品工業組合、重要輸出品工業組合聯合會又は輸出組合」を「工業組合、工業組合聯合會、商業組合工業組合聯合會、輸出組合又は輸出組合聯合會」に改む

第一條 商業組合を設立せんと

するときは組合員たるべき者發起人と爲り左の事項を記載したる書面を以て組合員たる資格を有する者に對し設立の同意を求むべし

一、地區

二、組合員たる資格

三、出資一口の金額及其の拂込方法

四、商業組合法第十九條の組合に在りては保證金額を定むる

五、經費の一部を組合員に分賦せんとする組合に在りては其の方法

六、事業計畫概要

設立の同意は前項の書面に記名捺印することに依りて之を爲すべし

第二條 商業組合法第十二條第二項の規定に依る創立總會招集の印紙稅法第十二條第一項第十一號中「重要輸出品工業組合聯合會」に改む

二項の規定に依る創立總會招集の印紙稅法第十二條第一項第十一號中「重要輸出品工業組合聯合會」に改む

## 重要經濟法令及省令

第十七條 組合員は組合に對し脱退の承諾を求めるとするときは定款の定むる所に依り一定期間前に書面を以て脱退の豫告を爲すべし

前項の期間は一年を超ゆることを得ず

第十八條 総會の決議に因る解散の認可申請書には總會の決議録の謄本財產目錄及貸借対照表を添附すべし

第十九條 合併の認可申請書には總會の決議録の謄本、財產目錄及貸借対照表、合併契約書の謄本及び合併後存續する組合又は合併により設立する組合の定款を添附すべし

第二十條 左の場合に於ては組合は逕済なく之を地方長官に届出づべし

一、定款の施行に關する規則を定め又は是を改廢したるとき

二、商業組合法第七條の規程を廢止したるとき

三、事務所、理事、監事、清算人定款に定めたる事由の發生に因る解散又は清算結了の登記を爲したるとき

第二十一條 商業組合法第九條の規定に依り組合員又は其の組合

## 重要輸出品取締法

(昭和十一年五月二十六日)

第一條 本法の適用を受くる重要輸出品の種類は命令を以て之を定む

第二條 重要輸出品は命令の定むる所に依り主務大臣の認可を受ける検査を行ふ者(検査機關)の検査に合格したるものに非ざれば販賣に在らず

第三條 販賣の目的を以て重要輸出品の輸出を爲さんとする者は命令の定むる所に依り其の重要輸出の定めの規定に従ひて輸出せ得ず但し特別の事情に依り主務大臣の許可を受けた場合は此の限に在らず

第四條 檢査機關其の検査の全部又は一部を休止し又は廢止せんとするときは命令の定むる所に依り主務大臣の認可を受くべし

第五條 檢査機關は検査員を置くべき検査員の選任及解任は主務大臣の重要經濟法令及省令

重要經濟法令及省令

第一條 本法の適用を受くる重要輸出品の種類は命令を以て之を定む

第二條 重要輸出品は命令の定むる所に依り主務大臣の認可を受ける検査を行ふ者(検査機關)の検査に合格したるものに非ざれば販賣に在らず

第三條 販賣の目的を以て重要輸出品の輸出を爲さんとする者は命令の定むる所に依り其の重要輸出の定めの規定に従ひて輸出せ得ず但し特別の事情に依り主務大臣の許可を受けた場合は此の限に在らず

第四條 檢査機關其の検査の全部又は一部を休止し又は廢止せんとするときは命令の定むる所に依り主務大臣の認可を受くべし

第五條 檢査機關は検査員を置くべき検査員の選任及解任は主務大臣の重要經濟法令及省令

於て行政官廳と稱するは商工大臣とす

商業組合法第七條、第二十條、第二十一條、第二十六條及第三十二條並に第三十七條の規定に依り準用したる民法第五十九條産業組合法二十四條、第三十九條、第六十條の二項、第六十一條の二、第七十三條の二及第七十三條の三に於て行政官廳と稱するは地方長官とす但し全國を地區とする組合又は地区が道府縣の區域を超ゆる聯合會に關する場合に在りては商工大臣及組合又は聯合會の地盤を管轄する地方長官とす

合會に關する場合に在りては商工大臣とす

商業組合法第二十七條及第三十七條の規定に依り準用したる産業組合法第六十條第一項に於て行政官廳と稱するは別段の定ある場合を除く

第三十條 組合又は聯合會より商工大臣に差出すべき書面は地方長官とす

第三十一條 (解散に付いては商工大臣)とす

第二十九條 本則中地方長官と稱するは別段の定ある場合を除く

第三十二條 合法第二十四條、第三十九條、第六十條の二項、第六十一條の二、第七十三條の二及第七十三條の三に於て行政官廳と稱するは地方長官とす但し全國を地區とする組合又は地区が道府縣の區域を超ゆる聯合會に關する場合に在りては商工大臣及組合又は聯合會の地盤を管轄する地方長官とす

合會に關する場合に在りては商工大臣とす

商業組合法第二十七條及第三十七條の規定に依り準用したる産業組合法第六十條第一項に於て行政官廳と稱するは別段の定ある場合を除く

第三十三條 合法第二十四條、第三十九條、第六十條の二項、第六十一條の二、第七十三條の二及第七十三條の三に於て行政官廳と稱するは地方長官とす但し全國を地區とする組合又は地区が道府縣の區域を超ゆる聯合會に關する場合に在りては商工大臣及組合又は聯合會の地盤を管轄する地方長官とす

合會に關する場合に在りては商工大臣とす

商業組合法第二十七條及第三十七條の規定に依り準用したる産業組合法第六十條第一項に於て行政官廳と稱するは別段の定ある場合を除く

第三十四條 合法第二十四條、第三十九條、第六十條の二項、第六十一條の二、第七十三條の二及第七十三條の三に於て行政官廳と稱するは地方長官とす但し全國を地區とする組合又は地区が道府縣の區域を超ゆる聯合會に關する場合に在りては商工大臣及組合又は聯合會の地盤を管轄する地方長官とす

合會に關する場合に在りては商工大臣とす

商業組合法第二十七條及第三十七條の規定に依り準用したる産業組合法第六十條第一項に於て行政官廳と稱するは別段の定ある場合を除く

第三十五條 合法第二十四條、第三十九條、第六十條の二項、第六十一條の二、第七十三條の二及第七十三條の三に於て行政官廳と稱するは地方長官とす但し全國を地區とする組合又は地区が道府縣の區域を超ゆる聯合會に關する場合に在りては商工大臣及組合又は聯合會の地盤を管轄する地方長官とす

合會に關する場合に在りては商工大臣とす

商業組合法第二十七條及第三十七條の規定に依り準用したる産業組合法第六十條第一項に於て行政官廳と稱するは別段の定ある場合を除く

第三十六條 合法第二十四條、第三十九條、第六十條の二項、第六十一條の二、第七十三條の二及第七十三條の三に於て行政官廳と稱するは地方長官とす但し全國を地區とする組合又は地区が道府縣の區域を超ゆる聯合會に關する場合に在りては商工大臣及組合又は聯合會の地盤を管轄する地方長官とす

合會に關する場合に在りては商工大臣とす

商業組合法第二十七條及第三十七條の規定に依り準用したる産業組合法第六十條第一項に於て行政官廳と稱するは別段の定ある場合を除く

第三十七條 合法第二十四條、第三十九條、第六十條の二項、第六十一條の二、第七十三條の二及第七十三條の三に於て行政官廳と稱するは地方長官とす但し全國を地區とする組合又は地区が道府縣の區域を超ゆる聯合會に關する場合に在りては商工大臣及組合又は聯合會の地盤を管轄する地方長官とす

合會に關する場合に在りては商工大臣とす

商業組合法第二十七條及第三十七條の規定に依り準用したる産業組合法第六十條第一項に於て行政官廳と稱するは別段の定ある場合を除く

第三十八條 合法第二十四條、第三十九條、第六十條の二項、第六十一條の二、第七十三條の二及第七十三條の三に於て行政官廳と稱するは地方長官とす但し全國を地區とする組合又は地区が道府縣の區域を超ゆる聯合會に關する場合に在りては商工大臣及組合又は聯合會の地盤を管轄する地方長官とす

合會に關する場合に在りては商工大臣とす

商業組合法第二十七條及第三十七條の規定に依り準用したる産業組合法第六十條第一項に於て行政官廳と稱するは別段の定ある場合を除く

第三十九條 合法第二十四條、第三十九條、第六十條の二項、第六十一條の二、第七十三條の二及第七十三條の三に於て行政官廳と稱するは地方長官とす但し全國を地區とする組合又は地区が道府縣の區域を超ゆる聯合會に關する場合に在りては商工大臣及組合又は聯合會の地盤を管轄する地方長官とす

合會に關する場合に在りては商工大臣とす

商業組合法第二十七條及第三十七條の規定に依り準用したる産業組合法第六十條第一項に於て行政官廳と稱するは別段の定ある場合を除く

第四十條 合法第二十四條、第三十九條、第六十條の二項、第六十一條の二、第七十三條の二及第七十三條の三に於て行政官廳と稱するは地方長官とす但し全國を地區とする組合又は地区が道府縣の區域を超ゆる聯合會に關する場合に在りては商工大臣及組合又は聯合會の地盤を管轄する地方長官とす

合會に關する場合に在りては商工大臣とす

商業組合法第二十七條及第三十七條の規定に依り準用したる産業組合法第六十條第一項に於て行政官廳と稱するは別段の定ある場合を除く

第四十一條 合法第二十四條、第三十九條、第六十條の二項、第六十一條の二、第七十三條の二及第七十三條の三に於て行政官廳と稱するは地方長官とす但し全國を地區とする組合又は地区が道府縣の區域を超ゆる聯合會に關する場合に在りては商工大臣及組合又は聯合會の地盤を管轄する地方長官とす

合會に關する場合に在りては商工大臣とす

商業組合法第二十七條及第三十七條の規定に依り準用したる産業組合法第六十條第一項に於て行政官廳と稱するは別段の定ある場合を除く

第四十二條 合法第二十四條、第三十九條、第六十條の二項、第六十一條の二、第七十三條の二及第七十三條の三に於て行政官廳と稱するは地方長官とす但し全國を地區とする組合又は地区が道府縣の區域を超ゆる聯合會に關する場合に在りては商工大臣及組合又は聯合會の地盤を管轄する地方長官とす

合會に關する場合に在りては商工大臣とす

商業組合法第二十七條及第三十七條の規定に依り準用したる産業組合法第六十條第一項に於て行政官廳と稱するは別段の定ある場合を除く

第四十三條 合法第二十四條、第三十九條、第六十條の二項、第六十一條の二、第七十三條の二及第七十三條の三に於て行政官廳と稱するは地方長官とす但し全國を地區とする組合又は地区が道府縣の區域を超ゆる聯合會に關する場合に在りては商工大臣及組合又は聯合會の地盤を管轄する地方長官とす

合會に關する場合に在りては商工大臣とす

商業組合法第二十七條及第三十七條の規定に依り準用したる産業組合法第六十條第一項に於て行政官廳と稱するは別段の定ある場合を除く









## 重要經濟法令及省令

第四十四條 輸出補償法第七條  
約束手形は「ソヴィエト」聯邦に商品を輸出したる爲受取りたるものとす

前項の約束手形は内地に於ける「ソヴィエト」聯邦通商代表部の名に於て署名を爲すの權限を有する者なることを要す

第四十條の二 銀行は左の約束手形を補償手形として買取ることを得ず

一、満期日振出の日より十二月を超ゆるもの

二、内地に住所又は營業所を有する者が内地より商品を輸出したる爲受取りたる手形に非ざるもの

第四十四條の三 書換の爲振出されたる約束手形にして其の満期日が最初の手形の振出の日より十二月を超ゆるものは商工大臣の承認を受くるに非ざれば銀行は之を

補償手形として買取ることを得ず

第四十五條 約束手形に關する乙種補償契約の場合に於ては其の手形の受取人は輸出組合又は其の組合員なることを要す

第四十六條 銀行が約束手形に關する補償契約に基き補償手形を買取りたるときは左の事項を記載

一、満期日以後の利息に付特別の約款あるときは其の約款

八、満期日以後の利息に付特別の約款あるときは其の約款

六、商品の生産、製造又は加工せられたる地域

七、手形に付擔保あるときは其の種類及種類別に依る價額

八、満期日以後の利息に付特別の約款あるときは其の約款

五、手形の受取人の氏名又は商號及住所又は營業所

六、商品の生産、製造又は加工せられたる地域

七、手形に付擔保あるときは其の種類及種類別に依る價額

八、満期日以後の利息に付特別の約款あるときは其の約款

五、手形の額面金額

六、手形の番號

七、手形の額面金額

八、満期日以後の利息に付特別の約款あるときは其の約款

九、手形の番號

十、手形の額面金額

十一、手形の番號

十二、手形の額面金額

伊領ソマリランド、ケンヤ、ウガンダ、タンガニカ、南ローデシア、北ローデシア、葡領東アフリカ、マダガスカル、南アフリ加聯邦、アンゴラ、白領コンゴー、佛領赤道阿弗利加、ニジエリ亞、ゴールドコート、リベリカ、シエラ、レオン、佛領ギニア、葡領ギニア、セネガル、リオデオロ、モロッコ、アルジェリ、テュニス、リビア、其他阿弗利加に屬する地域

四、ルーマニア、ブルガリア、希臘、歐羅巴土耳其、アルバニア、ニイタカ、スラヴイア、モロッコ、アルジェリ、テュニス、リビア、其他阿弗利加に屬する地域

五、アフガニスタン、ペルシャ、イラク、アルメニア、亞細

六、ソヴィエト聯邦

七、瑞典、諾威、芬蘭、瑞典、及ペルシア以西の亞細亞に屬する地域

八、ニュージーランド

九、丁抹、和蘭、白耳義

十、暹羅、佛領印度支那、比律賓群島及蘭領ジャバ島を除く南洋諸島

## 產織處理統制法

(昭和十一年五月二十九日)

二、收織前爲したる契約に基きて行ふ生織の賣買取引(特約取引)

三、產業組合又は產業組合聯合會に依り行ふ製絲加工(組合

一、乾織に依る賣買取引(乾織

重要經濟法令及省令

第一條 糜糸者に於けるべき織の處理方法は地方の状況其他特別の事由に因り生織の賣買取引を必要とする場合を除く外左の各號に掲ぐるものとす

二、コロンビア、エクアドル、ペルー、チリ、ボリビア、アルゼンチン、ウルグアイ、巴拉圭、ブラジル、佛領ギアナ、英領ギアナ、英領ギニア、ベネズエラ、其他南部亞米利加に屬する地域

三、エジプト、スーサン、エチオピア、英領ソマリランド、

四、前各號に掲ぐるものと外勅令を以て定むる方法

五、前各號に掲ぐるものと外勅令を以て定むる方法

六、前各號に掲ぐるものと外勅令を以て定むる方法

七、前各號に掲ぐるものと外勅令を以て定むる方法

八、前各號に掲ぐるものと外勅令を以て定むる方法

九、前各號に掲ぐるものと外勅令を以て定むる方法

十、前各號に掲ぐるものと外勅令を以て定むる方法

十一、前各號に掲ぐるものと外勅令を以て定むる方法

十二、前各號に掲ぐるものと外勅令を以て定むる方法

十三、前各號に掲ぐるものと外勅令を以て定むる方法

十四、前各號に掲ぐるものと外勅令を以て定むる方法

十五、前各號に掲ぐるものと外勅令を以て定むる方法

十六、前各號に掲ぐるものと外勅令を以て定むる方法

十七、前各號に掲ぐるものと外勅令を以て定むる方法

十八、前各號に掲ぐるものと外勅令を以て定むる方法

十九、前各號に掲ぐるものと外勅令を以て定むる方法

二十、前各號に掲ぐるものと外勅令を以て定むる方法

二十一、前各號に掲ぐるものと外勅令を以て定むる方法

二十二、前各號に掲ぐるものと外勅令を以て定むる方法

二十三、前各號に掲ぐるものと外勅令を以て定むる方法

二十四、前各號に掲ぐるものと外勅令を以て定むる方法

二十五、前各號に掲ぐるものと外勅令を以て定むる方法

二十六、前各號に掲ぐるものと外勅令を以て定むる方法

二十七、前各號に掲ぐるものと外勅令を以て定むる方法

二十八、前各號に掲ぐるものと外勅令を以て定むる方法

二十九、前各號に掲ぐるものと外勅令を以て定むる方法

三十、前各號に掲ぐるものと外勅令を以て定むる方法

三十一、前各號に掲ぐるものと外勅令を以て定むる方法

三十二、前各號に掲ぐるものと外勅令を以て定むる方法

三十三、前各號に掲ぐるものと外勅令を以て定むる方法

三十四、前各號に掲ぐるものと外勅令を以て定むる方法

三十五、前各號に掲ぐるものと外勅令を以て定むる方法

三十六、前各號に掲ぐるものと外勅令を以て定むる方法

三十七、前各號に掲ぐるものと外勅令を以て定むる方法

三十八、前各號に掲ぐるものと外勅令を以て定むる方法

三十九、前各號に掲ぐるものと外勅令を以て定むる方法

四十、前各號に掲ぐるものと外勅令を以て定むる方法

四十一、前各號に掲ぐるものと外勅令を以て定むる方法

四十二、前各號に掲ぐるものと外勅令を以て定むる方法

四十三、前各號に掲ぐるものと外勅令を以て定むる方法

四十四、前各號に掲ぐるものと外勅令を以て定むる方法

四十五、前各號に掲ぐるものと外勅令を以て定むる方法

四十六、前各號に掲ぐるものと外勅令を以て定むる方法

四十七、前各號に掲ぐるものと外勅令を以て定むる方法

四十八、前各號に掲ぐるものと外勅令を以て定むる方法

四十九、前各號に掲ぐるものと外勅令を以て定むる方法

五十、前各號に掲ぐるものと外勅令を以て定むる方法

五十一、前各號に掲ぐるものと外勅令を以て定むる方法

五十二、前各號に掲ぐるものと外勅令を以て定むる方法

五十三、前各號に掲ぐるものと外勅令を以て定むる方法

五十四、前各號に掲ぐるものと外勅令を以て定むる方法

五十五、前各號に掲ぐるものと外勅令を以て定むる方法

五十六、前各號に掲ぐるものと外勅令を以て定むる方法

五十七、前各號に掲ぐるものと外勅令を以て定むる方法

五十八、前各號に掲ぐるものと外勅令を以て定むる方法

五十九、前各號に掲ぐるものと外勅令を以て定むる方法

六十、前各號に掲ぐるものと外勅令を以て定むる方法

六十一、前各號に掲ぐるものと外勅令を以て定むる方法

六十二、前各號に掲ぐるものと外勅令を以て定むる方法

六十三、前各號に掲ぐるものと外勅令を以て定むる方法

六十四、前各號に掲ぐるものと外勅令を以て定むる方法

六十五、前各號に掲ぐるものと外勅令を以て定むる方法

六十六、前各號に掲ぐるものと外勅令を以て定むる方法

六十七、前各號に掲ぐるものと外勅令を以て定むる方法

六十八、前各號に掲ぐるものと外勅令を以て定むる方法

六十九、前各號に掲ぐるものと外勅令を以て定むる方法

七十、前各號に掲ぐるものと外勅令を以て定むる方法

七十一、前各號に掲ぐるものと外勅令を以て定むる方法

七十二、前各號に掲ぐるものと外勅令を以て定むる方法

七十三、前各號に掲ぐるものと外勅令を以て定むる方法

七十四、前各號に掲ぐるものと外勅令を以て定むる方法

七十五、前各號に掲ぐるものと外勅令を以て定むる方法

七十六、前各號に掲ぐるものと外勅令を以て定むる方法

七十七、前各號に掲ぐるものと外勅令を以て定むる方法

七十八、前各號に掲ぐるものと外勅令を以て定むる方法

七十九、前各號に掲ぐるものと外勅令を以て定むる方法

八十、前各號に掲ぐるものと外勅令を以て定むる方法

八十一、前各號に掲ぐるものと外勅令を以て定むる方法

八十二、前各號に掲ぐるものと外勅令を以て定むる方法

八十三、前各號に掲ぐるものと外勅令を以て定むる方法

八十四、前各號に掲ぐるものと外勅令を以て定むる方法

八十五、前各號に掲ぐるものと外勅令を以て定むる方法

八十六、前各號に掲ぐるものと外勅令を以て定むる方法

八十七、前各號に掲ぐるものと外勅令を以て定むる方法

八十八、前各號に掲ぐるものと外勅令を以て定むる方法

八十九、前各號に掲ぐるものと外勅令を以て定むる方法

九十、前各號に掲ぐるものと外勅令を以て定むる方法

九十一、前各號に掲ぐるものと外勅令を以て定むる方法

九十二、前各號に掲ぐるものと外勅令を以て定むる方法

九十三、前各號に掲ぐるものと外勅令を以て定むる方法

九十四、前各號に掲ぐるものと外勅令を以て定むる方法

九十五、前各號に掲ぐるもの



方法の變更を命じ其の他監督上必要な命令を發し又は處分を爲すことを得る。

**第二十六條 絲價安定施設組合**  
の決議若は選舉又は役員の行爲が法令若は定款に違反し又は公益を害するの虞ありと認むるときは主務大臣は決議、選舉若は當選を取消し、役員を解任し、總代の改選を命じ、組合の事業を停止し又は組合の解散を命ずることを得る。

**第二十七條** 本法に規定するものを除くの外絲價安定施設組合の設立、管理、解散、清算其他組合に關し必要な事項は勅令を以て之を定む。

**第二十八條** 政府は勅令の定むる所に依り絲價安定施設組合に對し賣渡價格に依り生絲の賣渡を爲す。又は絲價安定施設組合より買入價格に依り生絲の買入を爲す。

**第二十九條** 政府は勅令の定むる所に依り所有生絲の貯藏、買換交換、加工、整理の爲にする賣渡及新規の用途又は販路に向くる爲する處分を爲すことを得る。前項の賣渡又は買入の價格は時價に準據して之を定む。

**第三十條** 政府は賣渡價格を維持するに必要な數量の生絲を保

定む。  
絲價安定施設組合の設立前に在りては政府は勅令の定むる所に依り賣渡價格に依る買入の申込又は買

## 商店法（案要綱）

内務省社會局では林内閣の社會政策擴充の方針に鑑み商店使用人の保健衛生上の見地から營業時間の制限、休日制の法制化等を骨子とする商店法制定について準備を進めてゐたが漸く社會局原案の成案を見たので來る十四日社會局參與會議に付議すると共に地方廳及び關係團體に諮詢を發し特別議會提出の準備を進めることとなつた。發表された商店法案要綱は大要左の通り

### 商店法案要綱

第一 本法は市及び主務大臣の指定する町村（隣接町村）において物品販賣業又は理容業（理髮業を含む）を營む店舗にこれを適用すること（料理、飲食店等には適用はない）。

第二 店主は本法に定むる閉店時刻後顧客に對し第一の營業をな

重要經濟法令及省令

入價格に依る賣渡の申込に應じて生絲の賣渡又は買入を爲すことを得

すことを得ざること但し閉店時刻前より引續き店舗に在る顧客に對しては此の限りに在らざること、商品を販賣するを得ること

店主は閉店時刻後と雖も負傷、疾病、災害その他緊急の事由を提示すること

時迄繰延ぶる事を得ること

前項の外行政官廳臨時必要ありと認めるとときは期間又は地域を限り第一の規定を適用せざること

時迄繰延ぶることを得ること

行政官廳必要ありと認むるときは日以内第二の規定を適用せず又は

第三の時刻を繰延ぶることを得ること

前項の外行政官廳臨時必要ありと認めるとときは期間又は地域を限り第一の規定を適用せざることは

時迄繰延ぶることを得ること

前項の外行政官廳臨時必要ありと認めるとときは期間又は地域を限り第一の規定を適用せざることは

時迄繰延ぶることを得ること

第五 店主は使用者に對し毎月一回以上の休日を設くべきこと  
第六 左に掲ぐる店舗にして行政官廳の許可を受けたるものに付ては第二の規定は之を適用せざること

一 興行場、觀覽場、遊技場其の他に類する場所に於ける

二 展覽會場、共進會場、博覽會場其の他に類する場所に於ける

三 停留所又は船舶發着所に於ける店舗

四 その他の主務大臣の指定する場所に於ける店舗

五 展覽會場、共進會場、博覽會場其の他に類する場所に於ける店舗

六 その他の主務大臣の指定する場所に於ける店舗

七 停留所又は船舶發着所に於ける店舗にして行政官廳の許可を受けたものに付いては第五の規定は之を適用せざること

第七 常時五十人以上の使用者を使用する店舗に在りては店主は十六歳未満の者及び女子をして一日に付き十一時間を超えて就業せしむることを得ざること

第八 第七第一項の店舗に在りては店主は十六歳未満の者及び女子に對し毎月三回以上の休日を設くべきこと

第九 行政官廳は命令の定むる場合に於ては店主は行政官廳の許可を受け第一項の就業時間を延長することを得ること

第十 天災事變の爲又は事變の虞ある爲必要ある場合に於ては主務大臣は地域を限り本法の規定の全部又は一部の適用を停止することを得ること

第十一 行政官廳必要なりと認むるとときは當該官吏をして店舗又は其の付屬建設物に臨検せしむることを得ること

本法施行の期日は勅令を以て之を在らす

前項の場合に於ては當該官吏又は吏員は其の身分を證明する證票を携帶すべし。  
**第三十四條** 左の各號の一に該委員會に諮詢して市價に惡影響を及ぼさざる方法に依り生絲の買入を爲すことを得る。  
前條第二項の規定は前項の場合に於ては當該官吏又は吏員は三百圓以下の罰金に處する者は三百圓以下の罰金に處を爲すことを得る。  
前條第二項の規定は前項の場合に於ては當該官吏又は吏員は三百圓以下の罰金に處を爲すことを得る。  
**第三十一條** 左の各號の一に該定施設組合其の他命令を以て規定する蠶絲業者の團體の組織員に對し蠶種、繭又は生絲の生產、保管又は販賣に關する其の團體の統制に從ふべきことを命ずることを得る。  
**第三十二條** 繭及生絲の生產費調査に關し必要な事項は命令を以て之を定む。  
**第三十三條** 政府は前條に規定する事項其の他絲價安定に關し必要な事項を調查する爲特に必要とする事項其の他丝價安定に關し必要な事項を命ぜることを得る。  
**第三十五條** 第三十一条に規定する團體の組織員は其の代理人、戸主、家族、雇人其の他の従業者が其の業務に關し本法若は本法に基きて發する命令又は之に基きて指揮に出でざるの故を以て其の處罰を免るゝことを得ず。  
**第三十六條** 第三十四條の規定又は本法に基きて發する命令に依り適用すべき罰則は其の者が法人なるときは理事、取締役其の他の職務を執行する役員に、未成年者又は禁治產者なるときは其の法定代理人に之を適用す、但し營業に關し未成年者と同一の能力を有する未成年者に付ては此の限りに在らず。  
前項の場合に於ては當該官吏又は吏員は三百圓以下の罰金に處する者は三百圓以下の罰金に處を要求若は約束したることは二年以下懲役に處す、因て不正の行為を爲し又は相當の行為を爲さざるときは五年以下の懲役に處す前項の場合に於て收受したる賄賂は之を沒收す、若し其の全部又は一部を沒收すること能はざることは其の價額を追徴す。  
**第三十九條** 前條第一項に掲ぐる者に對し賄賂を交付、提供又は約束したる者は二年以下の懲役又は三百圓以下の罰金に處す。  
**第四十条** 第三十七條に掲ぐる成年者又は禁治產者なるときは其の法定代理人に之を適用す、但し營業に關し成年者と同一の能力を有する未成年者に付ては此の限りに在らず。  
前條の罪を犯したる者自首したるときは其の刑を減輕又は免除することを得る。  
**第四十一条** 第三條の例に、第三十八条に掲ぐる罪は刑法第四條の例に從ふ。  
**附 則**  
本法施行の期日は勅令を以て之を得

## 重要經濟法令及省令

権限を有する店舗管理人を選任することを得ること(下略)

第十三条 店舗管理人は本法及本法に基いて發する命令の適用に付ては店主に代るものとすること

第十四条 店主又は第十三の規定により店主に代る者第二項第一項

第五、第七第一項、第二項又は第八第一項の規定に違反したるときは五百圓以下の罰金又は料に處すこと

第十五 正當の理由なくして當該官吏の臨檢を拒み妨げ若は忌避し又はその尋問に對し答辯を爲さず若は虚偽の陳述を爲したる者は三百圓以下の罰金又は料に處すること

第十六 店主又は第十三の規定に依り店主に代る者は其の代理人、戸主、家族、同居者、雇人其の他の従業者にして本法又は本法に基いて發する命令に違反したるときは自己の指揮に出でざる故を以て其の處罰を免るゝことを得ざること

第十七 本法及本法に基いて發する命令は市及第一の規定に依り主務大臣の指定する町村に於て營利を目的とせざる物品販賣又は理容の事業を爲す店舗に之を準用すること

ること

第十八 本法は汽車、汽船、その他他の交通機關内に於ける店舗及び露店に之を適用せざること

第十九 本法は汽船、汽船、そ

の他の交通機關内に於ける店舗及

び露店に之を適用せざること

第二十 本法は汽船、汽船、そ

の他の交通機關内に於ける店舗及

び露店に之を適用せざること

第二十一 本法は汽船、汽船、そ

の他の交通機關内に於ける店舗及

び露店に之を適用せざること

第二十二 本法は汽船、汽船、そ

の他の交通機關内に於ける店舗及

び露店に之を適用せざること

第二十三 本法は汽船、汽船、そ

の他の交通機關内に於ける店舗及

び露店に之を適用せざること

第二十四 本法は汽船、汽船、そ

の他の交通機關内に於ける店舗及

び露店に之を適用せざること

第二十五 本法は汽船、汽船、そ

の他の交通機關内に於ける店舗及

び露店に之を適用せざること

第二十六 本法は汽船、汽船、そ

の他の交通機關内に於ける店舗及

び露店に之を適用せざること

第二十七 本法は汽船、汽船、そ

の他の交通機關内に於ける店舗及

び露店に之を適用せざること

第二十八 本法は汽船、汽船、そ

の他の交通機關内に於ける店舗及

び露店に之を適用せざること

第二十九 本法は汽船、汽船、そ

の他の交通機關内に於ける店舗及

び露店に之を適用せざること

第三十 本法は汽船、汽船、そ

の他の交通機關内に於ける店舗及

び露店に之を適用せざること

第三十一 本法は汽船、汽船、そ

の他の交通機關内に於ける店舗及

び露店に之を適用せざること

第三十二 本法は汽船、汽船、そ

の他の交通機關内に於ける店舗及

び露店に之を適用せざること

第三十三 重要經濟法令及省令

## 輸出入品等に關する法律

### 追補

(昭和十二年九月九日)

第一條 政府は支那事變に關聯し國民經濟の運行を確保する爲特に必要ありと認むるときは命令の定むる所に依り物品を指定し輸出又は輸入の制限又は禁止を爲すことを得

第二條 商工大臣又は地方長官は前條の處分に關係ある事項に付

第三條 第二條の規定に依る命

令若は處分又は其の命令に基きて

第四條 第一條の規定に依りて

第五條 第二條の規定に依る命

令若は處分又は其の命令に基きて

第六條 第三條の規定に違反し

第七條 第二條の規定に依る命

令若は處分又は其の命令に基きて

第八條 第二條の規定に依る命

令若は處分又は其の命令に基きて

第九條 第二條の規定に依る命

令若は處分又は其の命令に基きて

第十條 第二條の規定に依る命

令若は處分又は其の命令に基きて

第十一條 第二條の規定に依る命

令若は處分又は其の命令に基きて

第十二條 第二條の規定に依る命

令若は處分又は其の命令に基きて

第十三條 第二條の規定に依る命

令若は處分又は其の命令に基きて

第十四條 第二條の規定に依る命

令若は處分又は其の命令に基きて

第十五條 第二條の規定に依る命

令若は處分又は其の命令に基きて

第十六條 第二條の規定に依る命

令若は處分又は其の命令に基きて

第十七條 第二條の規定に依る命

令若は處分又は其の命令に基きて

第十八條 第二條の規定に依る命

令若は處分又は其の命令に基きて

第十九條 第二條の規定に依る命

令若は處分又は其の命令に基きて

第二十条 第二條の規定に依る命

令若は處分又は其の命令に基きて

第二十一条 第二條の規定に依る命

令若は處分又は其の命令に基きて

第二十二条 第二條の規定に依る命

令若は處分又は其の命令に基きて

第二十三条 第二條の規定に依る命

令若は處分又は其の命令に基きて

第二十四条 第二條の規定に依る命

令若は處分又は其の命令に基きて

第二十五条 第二條の規定に依る命

令若は處分又は其の命令に基きて

第二十六条 第二條の規定に依る命

令若は處分又は其の命令に基きて

第二十七条 第二條の規定に依る命

令若は處分又は其の命令に基きて

第二十八条 第二條の規定に依る命

令若は處分又は其の命令に基きて

第二十九条 第二條の規定に依る命

令若は處分又は其の命令に基きて

第三十条 第二條の規定に依る命

令若は處分又は其の命令に基きて

第三十一条 第二條の規定に依る命

令若は處分又は其の命令に基きて

第三十二条 第二條の規定に依る命

令若は處分又は其の命令に基きて

第三十三条 第二條の規定に依る命

令若は處分又は其の命令に基きて

第三十四条 第二條の規定に依る命

令若は處分又は其の命令に基きて

第三十五条 第二條の規定に依る命

令若は處分又は其の命令に基きて

第三十六条 第二條の規定に依る命

令若は處分又は其の命令に基きて

第三十七条 第二條の規定に依る命

令若は處分又は其の命令に基きて

第三十八条 第二條の規定に依る命

令若は處分又は其の命令に基きて

第三十九条 第二條の規定に依る命

令若は處分又は其の命令に基きて

第四十条 第二條の規定に依る命

令若は處分又は其の命令に基きて

第四十一条 第二條の規定に依る命

令若は處分又は其の命令に基きて

第四十二条 第二條の規定に依る命

令若は處分又は其の命令に基きて

第四十三条 第二條の規定に依る命

令若は處分又は其の命令に基きて

第四十四条 第二條の規定に依る命

令若は處分又は其の命令に基きて

第四十五条 第二條の規定に依る命

令若は處分又は其の命令に基きて

第四十六条 第二條の規定に依る命

令若は處分又は其の命令に基きて

第四十七条 第二條の規定に依る命

令若は處分又は其の命令に基きて

第四十八条 第二條の規定に依る命

令若は處分又は其の命令に基きて

第四十九条 第二條の規定に依る命

令若は處分又は其の命令に基きて

第五十条 第二條の規定に依る命

令若は處分又は其の命令に基きて

第五十一条 第二條の規定に依る命

令若は處分又は其の命令に基きて

第五十二条 第二條の規定に依る命

令若は處分又は其の命令に基きて

第五十三条 第二條の規定に依る命

令若は處分又は其の命令に基きて

第五十四条 第二條の規定に依る命

令若は處分又は其の命令に基きて

重要經濟法令及省令  
報告を爲さず、虚偽の報告を爲し  
又は検査を拒み、妨げ若は忌避し  
たる者は六月以下の禁錮又は三千  
圓以下の罰金に處す本法に基きて  
發する命令に依り政府に提出する  
許可の申請書其の他の書類に虚偽  
の記載を爲したる者亦同じ

第七條 法人の代表者又は法人  
若は人の代理人、使用人其の他の  
従業者が其の法人又は人の業務に  
關し前三條の違反行爲を爲したる  
ときは行爲者を罰するの外其の法  
人又は人に對し亦前三條の罰金刑  
を科す

第八條 本法の罰則は本法施行  
地に本店又は主たる事務所を有す  
る法人の代表者、代理人、使用人  
其の他の従業者が本法施行地外に  
於て爲したる行爲にも之を適用す  
本法施行地に住所を有する人又は  
其の代理人、使用人其の他の従業

者が本法施行地外に於て爲したる  
行爲に付亦同じ  
附則  
本法は公布の日より之を施行す  
本法は支那事變終了後一年内に之  
を廢止するものとす

一〇三六

## 日本紡織年鑑

終り

### 昭和十三年版 日本紡織年鑑 定價金拾貳圓

昭和十二年九月廿五日印刷

昭和十二年十月一日發行

東京市日本橋區堀留町二丁目八番地

編纂兼發行者 日本紡織通信社

池 田 清

東京市麹町區九段一丁目四番地

印 刷 者 海 野 勇 助

所行發 東京市日本橋區堀留町二丁目八番地  
日本紡織通信社  
電話浪花(67)一九六六・三八二三  
振替口座東京四〇四七四番

行印所刷印堂雅文

創刊以來二十年、本邦紡織界に於ける  
最も信用ある専門紙

(刊日)



購讀料 (半ヶ年前金十五圓)  
(半ヶ年同八圓)

(刊夕)



購讀料 一ヶ年前金二十圓

權威ある毛糸界の羅針盤

申込所

左記日本紡織通信社本社及各支局、出張所

東京本社 東京市日本橋区堀留町二ノ八  
電話浪花<sup>67</sup>一九六六・三八二三  
振替口座東京四〇四七四二番

名古屋支局 名古屋市東區大津町三ノ一  
電話東<sup>4</sup>三〇七三番

神戸出張所 神戸市加納町五丁目三宮駅前ビル  
電話三宮三六七七番

兩毛出張所 桐生市小曾根町一丁目



京都・東京

株式會社 渡邊郁二商店

鋪ふ集の貨百新清

# 丹勢伊



電話番号  
七七六六六四谷  
一〇八二一五五四一六  
〇〇—〇〇

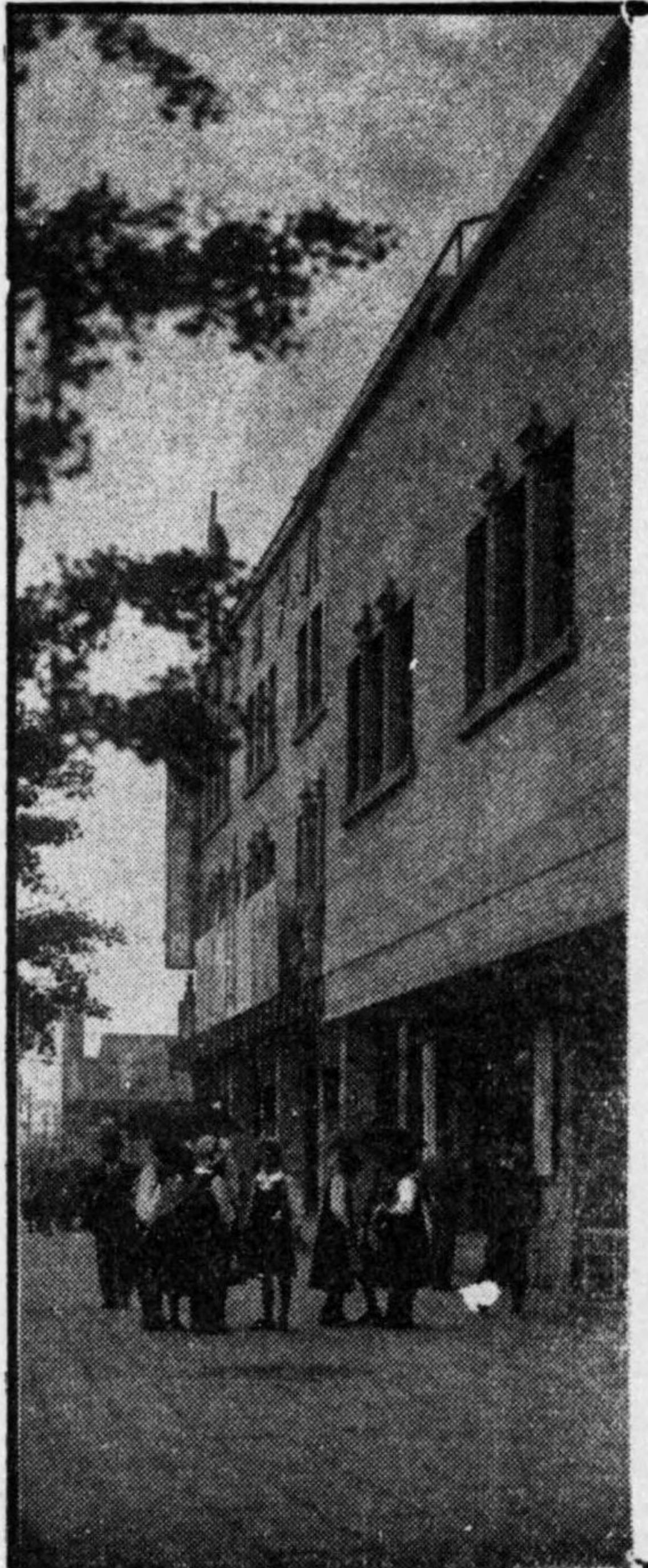


土・日・祭日  
夜間営業  
月曜週休

後三



後二



實質本位の

デパート

弊店は常に「良い品をより安く」の一貫した信條のもとに  
皆様に御奉仕申し上げて居ります。經濟的なお買物なら、  
御満足を頂けるお買物なら、どうぞ當店で……御引立の程を

後五

川品トーパテ濱京 京東

トーパテ屋菊店場田・トーパテ屋菊店長・分池・分見鶴・店分田蒲



後四





伊藤忠商事株式會社

大阪市東區安土町二丁目

支店 東京・名古屋・上海・青島  
天津・漢口・京城・大連  
奉天・新京・哈爾濱・孟買  
出張所 甲谷陀・セマラン



宮川毛織株式會社

本社 三重縣度會郡小俣町  
電話 山田三二七番  
營業所 大阪市東區安土町四丁目  
電話 本町一四六八番

錦華人紡績  
毛糸絹織株式會社

毛糸 モスリン



共立モスリン株式會社

千葉縣市川市中山



日本 ヴルツ 絹糸株式會社  
東京出張所

一手販賣 株式會社

三和商店

本社所在地 大阪市北區曾根崎上二丁目共同ビル

電話 北 (36) 3420 — 3424 番



梧生絹糸  
桐生配給所  
八王子配給所  
丹後配給所  
小松配給所

東京市日本橋區室町二丁目  
室町三和ビル七階 電話日本橋 (24) 1006番  
桐生市新宿通一丁目  
電話桐生二五三四番  
八王子市八日町  
電話八王子一二〇三番  
京都府竹野郡網野町勝山通  
電話網野一二九番  
石川縣能美郡小松町  
電話小松七八四番

人絹及ステーブル、ファイバー製造  
鳥飼工場  
ヴルツステーブルファイバー紡績  
高岡工場  
高級人絹織物製造  
小杉工場



モスリン生地、紡毛絲  
栗原紡織會社

東京市本所區横川橋五丁目

營業種目

高級艶消人造絹糸

ステープル・ファイバー

取締役社長 金光庸夫  
専務取締役 青木一葉

# 日本人造羊毛株式會社

東京市麹町區内幸町一丁目三番地

電話銀座四九二二番

大阪事務所 大阪市東區北濱四丁目安田ビル

電話北濱一八六七・三九一六番

工 場 大分市大分 豊河原

電話大分一二四四・一五一〇番

製品

人綿トーピス

人綿糸 東邦

社長後宮信太郎

# 東邦人造纖維株式會社

本社 東京市麹町區丸ノ内二丁目昭和ビル

電話丸ノ内九〇七・三〇三三番

出張所 大阪市東區伏見町五丁目日本徵兵館

電話北濱四〇七〇・四〇七一

工場 德島縣板野郡北島村高房

電話德島二八九一・北島四番

高級  
人織

日光

取締役社長 木村徳兵衛  
常務取締役 林田操  
常務取締役 木村球四郎



日本人造纖維株式會社

本社・工場 前橋市岩神町(電話前橋一四三・一四四番)  
東京出張所 東京市深川區佐賀町一丁目(電話本所六八八五・二一〇一番)  
名古屋出張員 名古屋市西區本郷町一丁目(電話本局三四八四・三四八五番)  
神戸出張員 神戸市兵庫區湊町一丁目(電話湊川三六三四・三六三五番)



日清紡績株式會社

社長 宮島清次郎



日清レノヨー株式會社

營業所 京東市 日本橋区 浪花町

**東京人造絹糸株式會社**

品製  
人造絹糸  
ステーブル・ファイバー各種

通  
白富士  
富士マルチ(超艶消)  
取締役社長 町田徳之助  
専務取締役 下郷豊彦

本社 東京市日本橋區大傳馬町二丁目 出張所 大阪市東區備後町二丁目 工場 吉原工場 静岡縣吉原町  
電話浪花一一九一一四番 電話本町三四一六番 沼津工場 静岡縣沼津市

營業種目

人造絹糸・ステーブルファイバー・人絹織布

**富士纖維工業株式會社**

本社 東京市日本橋區本町二丁目 工場 静岡縣富士郡富士町  
電話日本橋一八一六番

天絹光澤ベニベルグ絹絲 旭マルチ  
眞珠光澤マニテザ 旭マルチ艶消  
超芳纖維ベニベルグマルチ ステーブル・ファイバー



**旭べんべるぐ絹絲株式會社**

本社並 営業所 大阪市北區宗是町  
五場 宮崎縣延岡市  
滋賀縣大津市

# 内海紡織株式会社

営業所、大阪市東区高麗橋二丁目

電話北浜(23)代表  
41116  
41117  
41118  
41119  
41110



綿糸（金波票・海王票）  
製人絹糸（明光票）  
呂人織布（内海票）  
麻製品（リネット——布）  
(リネックス——糸)



株式会社 龜井商店

絹織物、人絹織物、綿織物、絹紡糸、人絹糸  
ステープルファイバー、エンブロイダリー  
ベンベルク手巾、絹人絹メリヤス類

特約會社  
鐘淵紡績株式會社  
富士瓦斯紡績株式會社  
日本絹織株式會社  
京都織物株式會社  
倉敷絹織株式會社  
帝國人造絹糸株式會社  
旭ベンベルグ絹糸株式會社  
東洋紡績株式會社  
日東紡績株式會社  
東紡績株式會社  
東洋レーヨン株式會社

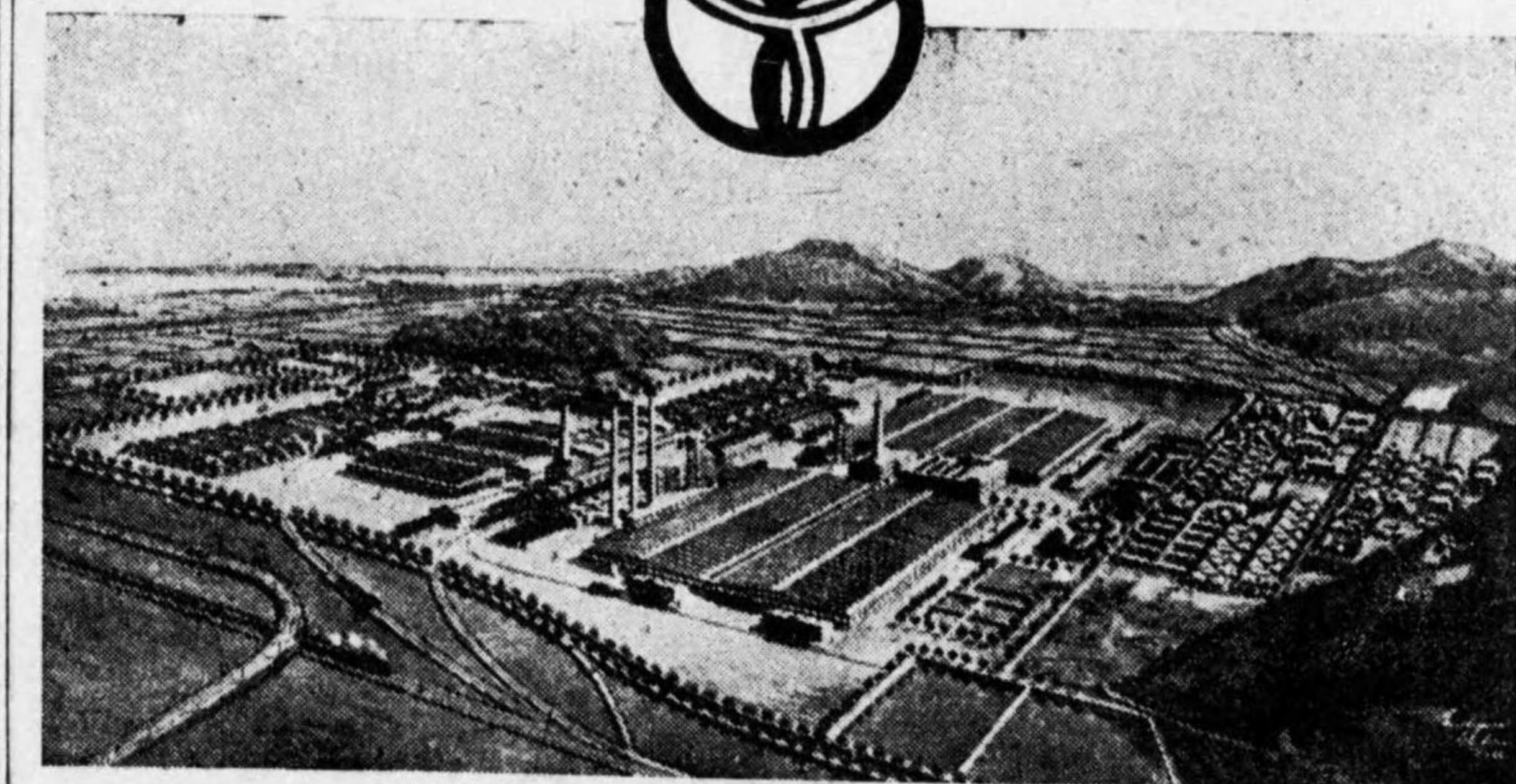
本店 横濱市中區住吉町二ノ一九  
神戸支店 神戸市葺合區八幡通二ノ一  
東京出張所 東京市日本橋大傳馬町三丁目  
大阪出張所 大阪市東區瓦町四丁目  
大連出張所 大連市山縣通五十五番地  
足利出張所 足利市通り二條西四丁目二番地  
ニユーヨーク出張所 ニューヨーク市北一丁目二番地  
No. 450 Seventh Avenue., New York City

*Parama Fil*  
*Paramount*  
*Paramax*

# 東紡績株式會社

總務部 福島縣 郡山市  
工場 東京營業所 東京橋區京橋三ノ二、片倉ビル  
大阪營業所 東區北浜二ノ九〇片倉ビル  
福島、福島第二、郡山、郡山第二、  
郡山第三、富久山、新潟、金沢、  
名古屋、伊丹、

品 製  
人織、人織絲、人織織物、絹紡絲  
混紡絲、紬絲、富士絹、混紡富士絹  
生絲、純絹、布、綿絲、綿布  
硫酸、二硫化炭素、芒硝  
硫酸化曹達



製品  
人造絹絲 | 普通絲  
東洋マルチ(艶有・艶消)  
マツトーヨー(超艶消)  
セルトーヨー(空洞絲)

ステープル・ファイバー各種

# 東洋レーション株式會社

本社 東京市日本橋區室町二丁目  
工場 大津市石山北大路町

總代理店 三井物產株式會社

東京・横濱・福井・神戶・名古屋・金澤・大阪・京都・舞鶴

14・4  
816



萬  
株式會社  
伊藤萬商店  
大阪市東區本町四丁目



# 株式會社三菱銀行

資本金 壱 億 圓

諸積立金 五千六百九拾萬圓

電 話 丸ノ内 (23)

二二三一（代表番號）  
二二四一（代表番號）  
長二二三九（長距離用）  
〇〇三一（宿直用）

東京市麹町區丸ノ内貳丁目五番地

所張出店支

永代橋支店 丸ノ内支店 丸ノ内第二支店 日本橋支店 日本橋通町支店 神田支店  
四谷支店 駒込支店 日本橋通町支店  
品川支店 大森支店 虎之門支店 京橋出張所  
大阪支店 中之島支店 船場支店 大阪南支店  
神戸支店 三宮支店 京都支店 名古屋支店  
小樽支店 上海支店 大連出張所 倫敦支店

後二四

終

